

## 三重県林業事業体登録・公表要領

農林水第30-170号

平成25年 6月21日

### (目的)

第1 この要領は、三重県において森林整備等を行う林業事業体の基本的情報等を登録し、公表することにより、森林所有者等が森林整備等を林業事業体に委託して実施するにあたり、明確かつ客観的な事業体情報に基づいて選択することができるようにするとともに、適切な森林整備の品質確保、効率的な事業実施を図り、補助事業等の適正な執行を促すとともに、雇用管理能力が高い林業事業体を育成することを目的とする。

### (定義)

第2 この要領において、林業事業体とは「森林組合・会社・個人経営等の組織形態を問わず、自己又は他人の保有する森林において、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員により、又は他者への請負により、造林・保育、素材生産等の林業生産活動（以下「森林整備」という。）を行う者」をいう。

### (林業事業体の登録)

第3 県内に事業所があり、かつ三重県内で森林整備等を行う林業事業体は、この要領の定めるところにより知事の登録を受けることができるものとする。

ただし、第5の第2項の規定により登録する育成経営体については、県内に事業所があることを要しない。

2 前項の登録の有効期間は、登録を受けた日から5年間とする。

3 登録の有効期間満了後、引き続き森林整備等を行う林業事業体は、登録の更新を受けることができるものとする。

### (登録の申請)

第4 第3の第1項の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した第1号様式による申請書を知事に提出するものとする。ただし、登録申請者が「林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）」第5条第1項の認定をうけた事業主（以下「認定事業主」という。）であって、第1号様式に掲げる事項のうち次の(2)号から(5)号に掲げる事項が、既に提出されている認定事業主の改善計画認定申請書又

は改善措置実施状況報告に記載されている情報と同一である場合は、その記載を省略できるものとする。

- (1) 基本情報（主たる事務所の所在地、商号又は名称、代表者氏名等）
  - (2) 雇用状況に関する情報（職員数、雇用管理者の選任、雇用に関する文書の交付、社会・労働保険等への加入状況）
  - (3) 技術者・技能者数に関する情報
  - (4) 資本装備に関する情報（林業機械保有台数）
  - (5) 事業量等に関する情報
  - (6) 生産管理又は流通合理化等の取組に関する情報
  - (7) 造林・保育の省力化・低コスト化に関する情報
  - (8) 主伐後の再造林の確保に関する情報
  - (9) 伐採・造林に関する行動規範の策定等に関する情報
  - (10) 実施体制の確保、実績に関する情報
  - (11) 雇用管理の改善及び労働安全対策に関する情報
  - (12) 環境への配慮に関する情報
  - (13) 人材の育成に関する情報
  - (14) コンプライアンスの確保に関する情報
  - (15) その他地域への貢献、表彰実績等に関する情報
- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。ただし、登録申請者が認定事業主である場合は次の各号のうち(1)号から(6)号に掲げる書類の提出を省略することができるものとする。
- (1) 登記事項証明書又は住民票
  - (2) 納税証明書
  - (3) 労働者を雇用している場合にあっては、雇用に関して交付している文書の様式
  - (4) 労働者を雇用している場合にあっては、社会・労働保険等への加入状況が確認できる書類
  - (5) 就業規則を制定している場合にあっては、就業規則の写し
  - (6) 直近3カ年の貸借対照表及び損益計算書
  - (7) 行動規範を作成している場合は、その写し
  - (8) 前項の(15)号が確認できる書類

（登録の実施）

第5 知事は、第4の規定により登録の申請があった場合においては、次に掲げる事項を三重県林業事業体登録名簿（以下「登録名簿」という。）に登録し公表するものとする。

- (1) 第4の第1項各号に掲げる事項
- (2) 登録番号及び登録年月日
- 2 前項の規定に関わらず、育成を図る林業経営体の選定要領（平成31年3月25日付け農林水第30-509号）第6の規定により、県が公表した選定経営体については、登録名簿に登録するものとする。
- 3 知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしないものとする。
  - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しないとき。
  - (2) 法人でその役員のうち前各号のいずれかに該当する者がいるとき。
  - (3) 登録申請書若しくはその添付書類に虚偽の記載があるとき。
- 4 知事は、第1項又は第2項の規定により登録名簿へ登録したときは、登録申請者等にその旨を通知するものとする。ただし、第7の規定による登録情報の公表をもって、登録申請者等への通知に代えることができるものとする。
- 5 知事は、第3項の規定により登録しないときは、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知するものとする。

（変更等の届出）

- 第6 第5の第1項の規定により登録を受けた林業事業体（以下「登録林業事業体」という。）は、第4の第1項(1)号の規定に掲げる事項に変更が生じたとき並びに死亡、消滅又は解散したときは、知事に届け出るものとする。
- 2 登録林業事業体は、第4の第1項(2)号から(15)号の規定に掲げる事項に変更があり、登録名簿に登録されている情報を変更したいときは、知事に届け出ることができるものとする。
  - 3 知事は、前各項の規定による変更の届出を受理したときは、届出があった事項を登録名簿に登録するものとする。

（林業事業体名簿の公表）

- 第7 知事は三重県公式ホームページにおいて、三重県林業事業体登録名簿を公表するものとする。
- 2 公表内容は、四半期毎6月、9月、12月、3月末日までに公開、更新するものとする。

(改善の指導)

第8 知事は、登録林業事業体が次のいずれかに該当するときは、当該事業体に対し、本要領に基づく適切な取扱いに向けた改善を指導するものとする。

- (1) 虚偽の申請のあったことが明らかになったとき。
- (2) 第6の第1項の規定のうち変更の届出を行っていないことが明らかになったとき。

(登録の抹消)

第9 知事は、登録林業事業体が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を抹消することができるものとする。

- (1) 第6の第1項の規定のうち、死亡、消滅又は解散の届出があったとき。
- (2) 前号の届出がなく第6の第1項の規定による死亡、消滅又は解散のいずれかに該当していることが明らかになったとき。
- (3) 登録の有効期間満了の際、登録の更新の申請がなかったとき。
- (4) 登録の抹消の申請があったとき。
- (5) 第8の各号いずれかに該当し、その改善がみられないとき。
- (6) 第5の第3項(1)号又は(2)号に該当することが判明したとき。

2 第5の第5項の規定は、前項の規定により登録を抹消した場合について準用するものとする。

附則

- 1 この要領は、平成25年6月21日から施行する。
- 1 この要領は、平成29年8月22日に一部を改正し、同日施行する。
- 1 この要領は、平成30年2月27日に一部を改正し、平成30年5月1日から施行する。
- 1 この要領は、平成31年4月18日に一部を改正し、平成31年(2019年)5月1日から施行する。
- 1 この要領は、令和2年4月1日に一部を改正し、令和2年4月1日から施行する。
- 1 この要領は、令和3年3月24日に一部を改正し、令和3年3月24日から施行する。